

守谷市除染実施計画を策定

子どもの生活空間を優先して除染 市における放射能対策および状況をお知らせします

○放射能対策全般の問合せ先 市役所生活環境課 内線 146
<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>

特措法に係る 重点調査地域の指定

市は、放射性物質汚染対処特措法（以下「特措法」）に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定を平成23年12月28日に受けました。

◎汚染状況重点調査地域とは

「汚染状況重点調査地域の指定」とは、国が定める空間線量が毎時0・23マイクロシーベルト以上の地域を含む市町村を環境省が指定するものです。全国で8県104市町村、茨城県では20市町村が対象となっています。

市では、特措法に基づき、「守谷市除染実施計画」を策定し、県内では初めて環境省から承認されました。



「守谷市除染実施計画」の策定内容

○除染等の措置等の実施に関する方針

・平成25年8月末までに、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下にします。

・子どもの生活空間を優先して除染を実施します。

○除染実施計画の対象区域
・市内全区域（鬼怒川西部の水田部を除く）

○除染等の対象物

- ・幼児施設
- ・小・中学校
- ・公園
- ・公共施設等
- ・道路
- ・河川
- ・水路
- ・民有地
- ・森林
- ・農地
- ・牧草地

○除染等の措置

・除染の方法は国に規定されている中から、必要なものを実施することになります。ただし、地上から1メートル（幼児施設・小学校・公園は50センチメートル）の高さの空間線量を測定し、毎時0・23マイクロシーベルト未満であった場合、除染は実施しません。

・民有地については、今後方針を検討した上で対応します。

○土壌等の除染措置の完了予定時期

・平成25年8月末

○除去土壌および除染に伴い発生した廃棄物の保管と処分

・除去土壌等の保管に関しては、仮置き場が確保されていないため、敷地内保管の対応とします。

○除染等の保管に関する方針

・平成25年8月末

○除去土壌および除染に伴い発生した廃棄物の保管と処分

・除去土壌等の保管に関しては、仮置き場が確保されていないため、敷地内保管の対応とします。

○除染等の保管に関する方針

・平成25年8月末

○除去土壌および除染に伴い発生した廃棄物の保管と処分

・除去土壌等の保管に関しては、仮置き場が確保されていないため、敷地内保管の対応とします。

○除染等の保管に関する方針

線量測定状況



【市内幼児施設・小学校・中学校等39か所】

月1回測定を実施し、市ホームページ・公民館等の窓口で公表しています。

※中央公民館は、平成24年9月30日まで改修工事のため休館

【公園67か所】

毎週測定を実施し、市ホームページ・公民館等の窓口で公表しています。

【もりや学びの里】

月1回程度測定を実施し、もりや学びの里施設内・市ホームページで公表しています。

【市内396km走行測定】

平成24年2月下旬～3月上旬にかけて実施した市内396kmの自動車による走行測定の結果は、市役所、公民館や市ホームページ等で公表しています。また、インターネット上のバーチャル地球儀ソフト「Google earth」(<http://earth.google.co.jp/>)でも閲覧することができます。